

議案第 6 号

階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 階上町職員の給与に関する条例(昭和 36 年階上町条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「4,400 円」を「4,700 円」に、「6,600 円」を「7,050 円」に改める。

第 2 条 階上町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 1 号中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項第 2 号ウ中「7,100 円」を「7,300 円」に改め、同号エ中「1 万円」を「1 万 400 円」に改め、同号オ中「1 万 2,900 円」を「1 万 3,500 円」に改め、同号カ中「1 万 5,800 円」を「1 万 6,600 円」に改め、同号キ中「1 万 8,700 円」を「1 万 9,700 円」に改め、同号ク中「2 万 1,600 円」を「2 万 2,800 円」に改め、同号ケ中「2 万 4,400 円」を「2 万 5,900 円」に改め、同号コ中「2 万 6,200 円」を「2 万 9,100 円」に改め、同号サ中「2 万 8,000 円」を「3 万 2,300 円」に改め、同号シ中「2 万 9,800 円」を「3 万 5,500 円」に改め、同号ス中「片道 60 キロメートル以上」の次に「65 キロメートル未満」を加え、「3 万 1,600 円」を「3 万 8,700 円」に改め、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員
4 万 2,200 円

ソ 使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満である職員
4 万 5,700 円

タ 使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満である職員
4 万 9,200 円

チ 使用距離が片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満である職員
5 万 2,700 円

ツ 使用距離が片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満である職員
5 万 6,200 円

テ 使用距離が片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満である職員
5 万 9,600 円

ト 使用距離が片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満である職員
6 万 3,000 円

ナ 使用距離が片道 100 キロメートル以上である職員 6 万 6,400 円

第 12 条第 3 項中「次項」を「第 5 項」に改め、同条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第 1 号に定める額の」に、「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 8 項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前 2 項の規定による額

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の階上町職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の

階上町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



提案理由

人事院勧告に準じ、職員の宿日直手当及び通勤手当の額等を改めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。